

2-7 公害防止に関する税制上の措置

(令和6年4月1日現在)

区分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
固 定 資 産 税	課 税 標 準 の 特 例	公共の危害防止のため設置されたもの（ただし既存の当該施設又は設備に代えて設置する一定のものを除く。）のうち、 (1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの（電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く。） (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設で一定のもの (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場で一定のもの (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの (5) 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した同法第12条第1項に規定する除害施設で一定のもの	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準をそれぞれ次の割合を乗じて得た額に軽減する。 (1) $\frac{1}{2}$を参酌して$\frac{1}{3}$以上$\frac{2}{3}$以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（地方税法第389条の適用を受ける場合は$\frac{1}{2}$） (2) $\frac{1}{2}$ (3) $\frac{2}{3}$ (4) ① $\frac{1}{2}$ ② $\frac{1}{3}$ (5) $\frac{4}{5}$を参酌して$\frac{7}{10}$以上$\frac{9}{10}$以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（地方税法第389条の適用を受ける場合は$\frac{4}{5}$）	地方税法附則第15条第2項

区分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
特 別 土 地 保 有 税	非 課 税	1 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地 (1) 鉱山保安法第8条第1号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設 (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場等の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの (3) 下水道法第12条第1項若しくは第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (4) 水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場の設置者又は特定事業場の設置者であった者が設置する同法第2条第2項第1号に規定する有害物質を含む地下水の水質を浄化するための施設で一定のもの (5) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第9項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの (6) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの (8) 悪臭防止法第2条第1項に規定する特定悪臭物質の排出防止設備で一定のもの (9) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの (10) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水の処理施設で一定のもの (11) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第6項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの (12) ダイオキシシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシシン類の処理施設で一定のもの (13) 土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質）による汚染を除去するための施設（同法第6条第4項に規定する要措置区域及び同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で一定のもの 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが同法第15条の6第1号から第5号までに規定する業務の用に供する土地で一定のもの 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する土地で一定のもの 4 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項、同法第7条第1項又は同法第8条第1項の届出をした者が同法第4条第1項の規定により公表された準則又は同法第4条の2第1項の規定により定められた同項に規定する市町村準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で一定のもの	非課税	地方税法第586条第2項

区分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
事業所税	非 課 税	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	非課税	地方税法第701条の34第3項第8号
	課 税 標 準 の 特 例	(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。以下同じ。） (2) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (3) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設（(4)に掲げる施設を除く。）で一定のもの (4) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの（地方税法施行令第56条の53の2第2項第1号に掲げるものを除く。） (6) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設（地方税法施行令第56条の53の2第2項第4号に掲げるものを除く。） (7) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する	地方税法第701条の41第1項の表の第3号
		(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に、従業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第701条の41第1項の表の第4号

区分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
自動車税・軽自動車税 (環境性能制)	税率の特例	電気自動車(燃料電池車含む)の取得	令和6年1月1日～令和7年3月31日までに取得した場合は、新車・中古車問わずに非課税とする。	地方税法 第149条第1項 第446条第1項
		天然ガス自動車の取得	令和6年1月1日～令和7年3月31日までに取得した排出ガス基準が下記のものは、新車・中古車問わずに非課税とする。 ①平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車) ②平成21年排出ガス基準かつNOx10%低減(※1)	
		プラグインハイブリッド自動車の取得	令和6年1月1日～令和7年3月31日までに取得した登録自動車は、新車・中古車問わずに非課税とする。	

※1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車(21年基準NOx10%低減)」と記載される。

区分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
自動車税・軽自動車税 (環境性能制)	税率の特例	ガソリン自動車の取得	令和6年1月1日～令和7年3月31日までに取得した場合は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区分に応じた税率とする。 ○乗用車 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ①「R12年度燃費基準85%達成車(R2年度燃費基準123%達成車(※2)、H22年度燃費基準84%向上達成車(※3))かつR2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」…非課税 ②「R12年度燃費基準80%達成車(R2年度燃費基準116%達成車(※2)、H22年度燃費基準73%向上達成車(※3))かつR2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車及び軽自動車…非課税 自家用自動車…1.0% ③「R12年度燃費基準70%達成車(R2年度燃費基準102%達成車(※2)、H22年度燃費基準51%向上達成車(※3))かつR2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車及び営業用軽自動車…0.5% 自家用自動車…2.0% 自家用軽自動車…1.0% ④「R12年度燃費基準60%達成車(R2年度燃費基準87%達成車(※2)、H22年度燃費基準30%向上達成車(※3))かつR2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車及び営業用軽自動車…1.0% 自家用自動車…3.0% 自家用軽自動車…2.0%	地方税法 第149条第1項 第157条第1項 第157条第2項 第157条第3項 第446条第1項 第451条第1項 第451条第2項 第451条第3項 地方税法附則 第12条の2の12

※2 「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車の場合に限り適用。

※3 「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。

区分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
自動車税・軽自動車税（環境性能割）	税率の特例	ガソリン自動車の取得	令和6年1月1日～令和7年3月31日までに取得した場合は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区分に応じた税率とする。 ○車両総重量3.5t以下のバス 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「R2年度燃費基準105%達成車」…非課税 ② 「R2年度燃費基準達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準25%低減達成」または「平成17年排出ガス基準50%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「R2年度燃費基準110%達成車」…非課税 ② 「R2年度燃費基準105%達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% ③ 「R2年度燃費基準達成車」 営業用自動車…1.0% 自家用自動車…2.0% ○車両総重量2.5t以下のトラック 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「R4年度燃費基準105%達成車（H22年度燃費基準63%向上達成車（※3））」…非課税 ② 「R4年度燃費基準達成車（H22年度燃費基準55%向上達成車（※3））」 営業用自動車及び営業用軽自動車…0.5% 自家用自動車及び自家用軽自動車…1.0% ③ 「R4年度燃費基準95%達成車（H22年度燃費基準47%向上達成車（※3））」 営業用自動車及び営業用軽自動車…1.0% 自家用自動車及び自家用軽自動車…2.0% ○車両総重量3.5t以下のトラック 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「R4年度燃費基準達成車」…非課税 ② 「R4年度燃費基準95%達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% ○車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準25%低減達成」または「平成17年排出ガス基準50%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「R4年度燃費基準105%達成車」…非課税 ② 「R4年度燃費基準達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% ③ 「R4年度燃費基準95%達成車」 営業用自動車…1.0% 自家用自動車…2.0%	地方税法 第149条第1項 第157条第1項 第157条第2項 第157条第3項 第446条第1項 第451条第1項 第451条第2項 第451条第3項 地方税法附則 第12条の2の12

※3 「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。

区分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
自動車税・軽自動車税（環境性能割）	税率の特例	石油ガス自動車（LPG）の取得 ※石油ガス自動車については、登録自動車のみ対象となります。	令和6年1月1日～令和7年3月31日までに取得した場合は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区分に応じた税率とする。 ○乗用車 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ①「R12年度燃費基準85%達成車(R2年度燃費基準123%達成車(※2)、H22年度燃費基準84%向上達成車(※3)) かつ R2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」…非課税 ②「R12年度燃費基準80%達成車(R2年度燃費基準116%達成車(※2)、H22年度燃費基準73%向上達成車(※3)) かつ R2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車…非課税 自家用自動車…1.0% ③「R12年度燃費基準70%達成車(R2年度燃費基準102%達成車(※2)、H22年度燃費基準51%向上達成車(※3)) かつ R2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…2.0% ④「R12年度燃費基準60%達成車(R2年度燃費基準87%達成車(※2)、H22年度燃費基準30%向上達成車(※3)) かつ R2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車…1.0% 自家用自動車…3.0%	地方税法 第149条第1項 第157条第1項 第157条第2項 第157条第3項 地方税法附則 第12条の2の12
		ディーゼル自動車の取得	令和6年1月1日～令和7年3月31日までに取得した場合は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区分に応じた税率とする。 ○クリーンディーゼル乗用車 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準適合」または「平成21年排出ガス基準適合」で、燃費基準が下記のもの ①「R12年度燃費基準85%達成車(R2年度燃費基準123%達成車(※2)、H22年度燃費基準84%向上達成車(※3)) かつ R2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」…非課税 ②「R12年度燃費基準80%達成車(R2年度燃費基準116%達成車(※2)、H22年度燃費基準73%向上達成車(※3)) かつ R2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車…非課税 自家用自動車…1.0% ③「R12年度燃費基準70%達成車(R2年度燃費基準102%達成車(※2)、H22年度燃費基準51%向上達成車(※3)) かつ R2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…2.0% ④「R12年度燃費基準60%達成車(R2年度燃費基準87%達成車(※2)、H22年度燃費基準30%向上達成車(※3)) かつ R2年度燃費基準達成車(H22年度燃費基準50%向上達成車(※3))」 営業用自動車…1.0% 自家用自動車…3.0%	

※2 「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車の場合に限り適用。

※3 「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。

区分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
自動車税・軽自動車税（環境性能割）	税率の特例	ディーゼル自動車の取得	令和6年1月1日～令和7年3月31日までに取得した場合は、新車・中古車問わずに非課税又は次に掲げる区分に応じた税率とする。 ○車両総重量3.5t以下のバス 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準適合」または「平成21年排出ガス基準かつNOx・PM10%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「R2年度燃費基準105%達成車」…非課税 ② 「R2年度燃費基準達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% 排出ガス基準が「平成21年排出ガス基準適合」で、燃費基準が下記のもの ① 「R2年度燃費基準110%達成車」…非課税 ② 「R2年度燃費基準105%達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% ③ 「R2年度燃費基準達成車」 営業用自動車…1.0% 自家用自動車…2.0% ○車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準適合」または「平成21年排出ガス基準かつNOx・PM10%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「R4年度燃費基準達成車」…非課税 ② 「R4年度燃費基準95%達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% 排出ガス基準が「平成21年排出ガス基準適合」で、燃費基準が下記のもの ① 「R4年度燃費基準105%達成車」…非課税 ② 「R4年度燃費基準達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% ③ 「R4年度燃費基準95%達成車」 営業用自動車…1.0% 自家用自動車…2.0% ○車両総重量3.5t超のバス・トラック 排出ガス基準が「平成28年排出ガス基準適合」または「平成21年排出ガス基準かつNOx・PM10%低減達成」で、燃費基準が下記のもの ① 「H27年度燃費基準15%向上達成車」…非課税 ② 「H27年度燃費基準10%向上達成車」 営業用自動車…0.5% 自家用自動車…1.0% ③ 「H27年度燃費基準5%向上達成車」 営業用自動車…1.0% 自家用自動車…2.0%	地方税法 第149条第1項 第157条第1項 第157条第2項 第157条第3項 地方税法附則 第12条の2の12

区 分	項 目	対 象 施 設 等	税 制 上 の 措 置 内 容	根 拠 法 令
自 動 車 税 （ 種 別 割 ）	税率の特例	環境負荷の大きい自動車	新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車、及び13年を超えるガソリン自動車（LPG自動車を含む）の税率が概ね15%（一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね10%）高くなります。 なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン）、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。	地方税法附則第12条の3
		令和5年度に新車新規登録された自動車で一定要件を満たすもの	登録の翌年度の自動車税（種別割）を環境に配慮した度合いに応じて、それぞれの率を控除した税率とする。 ① 電気自動車・一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車 …税率を概ね75%軽減 ② 営業用自動車のうち、ガソリン自動車または石油ガス自動車（「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」、クリーンディーゼル自動車（「平成30年排出ガス基準適合車」または「平成21年排出ガス基準適合車」）のいずれかで、令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車 …税率を概ね75%軽減 ③ 営業用自動車のうち、ガソリン自動車または石油ガス自動車（「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」、クリーンディーゼル自動車（「平成30年排出ガス基準適合車」または「平成21年排出ガス基準適合車」）のいずれかで、令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車 …税率を概ね50%軽減	

注）1 この表は、公害防止に関する地方税の税制上の措置内容の概要をまとめたものである。

2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。